随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和8年9月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先(直通)	業務名	契約業者名	契約金額(税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	介護保険課	072-228-7513	堺市介護保険システムに係るOCR機器入替業務	株式会社日立製作所　関西支社	2,156,220	R8.9.14	堺市介護保険システム(以下「介護システム」という。)で使用しているOCR機器について、現行機器のリース期間終了により新たな機器に入れ替える必要がある。本業務は機器の入れ替えに伴い、介護システムの設定変更や新たな機器を使用するために必要な環境設定を行うものである。 既存の介護システムを継続して使用することを前提として、介護システム全体の機能を損なうことなく、新たなOCR機器の入れ替えに伴うシステムの設定変更等を行うためには、システムの設定変更、帳票取込に係るプログラムの設定変更、動作確認等、詳細な手順を把握し作業を行うなど、介護システムの設定に係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、介護システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に介護システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、システム設定の誤りや漏れ、工数の増加等が生じる恐れがあり、その場合、介護認定審査会の運営ができないなど、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、介護システムの詳細な知識等を有する、介護システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	健康医療政策課	248-6004	健康管理システム経過措置対応業務	日本コンピューター株式会社	6,930,000	R8.9.2	がん検診等の成人保健、乳幼児健診等の母子保健、予防接種の対人保健業務と育成医療及び養育医療の医療給付業務の処理を行う堺市健康管理システム(以下「当該システム」という。)は国が示す「健康管理システム標準仕様書」に基づき令和6年5月から構築を行い、令和8年3月以降、運用を行っている。本業務は当該システムの構築途中で国の標準仕様書が改訂され、当該システムの構築と改訂版仕様書への変更対応を同時に行うことが困難であったため、当該システムが稼働したのちに改訂版仕様書で求められる機能を追加するものである。 当該システムへの機能追加を実施し、システムを正常に稼働させるためには、当該システムの設計内容等に関する詳細な知識および高度な技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行した場合、設定誤りや漏れにより重大なシステム障害を発生させる恐れがあり、その場合、データや機能が活用できず、支援給付支給情報や相談履歴等が参照できないことによる支援の遅滞、市民への健診等の通知誤りなど事業実施に支障をきたし、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である日本コンピューター株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	健康推進課	243-0111	障害者等歯科口腔保健推進業務	一般社団法人 堺市歯科医師会	2,899,050	R8,9,16	歯科口腔保健の推進にあたっては、一般社団法人堺市歯科医師会の包括的な協力の下、事業を展開していおり、同法人は、地域住民に良質な歯科医療を提供するための歯科医療機関相互の連携体制を有している。 本業務は、障害者歯科に関する専門的な知識及び技術を必要とするものであり、当該連携体制を活用して実施する必要がある。このため、本業務を履行できるのは一般社団法人堺市歯科医師会に限られる。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定	1者随契	
4									